

(別添)

医政発1020第1号

令和3年10月20日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公印省略)

「臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて」の改正等について

臨床検査技師学校養成所指定規則については、臨床検査技師を取り巻く環境の変化に対応するため、令和元年12月から「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催し、その報告書を受けて臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省・厚生労働省令第2号）を公布し、「臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」（令和3年3月31日付け2文科高第1340号・医政発0331第79号文部科学省高等教育局長及び厚生労働省医政局長連名通知）（別添1）により通知している。これに伴い、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の規定に基づく臨床検査技師養成所の指定に関して、「臨床検査技師養成所指導ガイドライン」を定め、別添2のとおり、「臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて」（令和3年3月31日付け医政発0331第85号厚生労働省医政局長通知）により通知しているものである。

今般、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）の一部の施行等を踏まえた、臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省・厚生労働省令第4号）の公布に伴い、別紙1のとおり、新たに「臨床検査技師養成所指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成所に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

並びに、本ガイドラインは、2022年（令和4年）4月1日から適用することとし、「臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて」（令和3年3月31日付け医政発0331第85号厚生労働省医政局長通知）は、2022年（令和4年）4月1日適用の前であるが本日をもって廃止

する。

また、「臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日付け医政発0331第27号厚生労働省医政局長通知）は、2022年（令和4年）4月1日をもって廃止する。

〔別紙１〕

臨床検査技師養成所指導ガイドライン

1 設置計画書に関する事項

臨床検査技師養成所（以下「養成所」という。）について、都道府県知事の指定を受けようとするとき又は学生の定員を増加しようとするときは、その設置者は、授業を開始しようとする日（学生の定員を増加しようとする場合は変更を予定する日）の１年前までに次に掲げる事項を記載した養成所設置計画書（学生の定員を増加しようとする場合は定員変更計画書）をその設置予定地（学生の定員を増加しようとする場合は養成所の所在地）の都道府県知事に提出すること。

- （１）設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- （２）養成所の名称
- （３）位置
- （４）設置予定年月日（定員の変更にあっては、変更予定年月日）
- （５）入学予定定員（定員の変更にあっては、現在の定員及び変更予定定員）
- （６）長の氏名及び履歴
- （７）収支予算及び向う２年間の財政計画

2 一般的事項

- （１）臨床検査技師学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）第４条第１項の指定の申請は、授業を開始しようとする日の６か月前までに、その設置予定地の都道府県知事に提出すること。
- （２）指定規則第５条第１項の変更の承認申請は、変更を行おうとする日の３か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。
- （３）養成所の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- （４）会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- （５）養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- （６）敷地、校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

3 学生に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- (5) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

4 教員に関する事項

- (1) 養成所の長は、保健医療、教育又は学術に関する業務に5年以上従事した者であり、臨床検査技師教育を十分に理解し、明確な教育方針をもった者であること。
- (2) 全日制課程に定時制課程を併せて設置する場合の定時制課程の専任教員については、3名を限度として全日制課程の専任教員の兼任をもってこれにあてることができること。
- (3) 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は、過重にならないよう15時間を標準とすること。
- (4) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。
- (5) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を行う者（以下「実習調整者」という。）として、専任教員から1名以上配置すること。

5 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。
- (2) 授業の方法は対面授業によるものとする。
- (3) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。
なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。
- (4) 臨地実習については、実習時間の3分の2以上は医療機関において行うこと。
- (5) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表の備考2に定める大学、高等専門学校、養成所等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

(6) 1の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下であること。

ただし、授業の方法、施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでないこと。

(7) 臨地実習前の技能修得到達度評価(臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験等)に当たっては、別表3を参照すること。

6 臨地実習に関する事項

(1) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。

(2) 実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入れ可能な数とし、1検査室につき5人程度を限度とすること。

(3) 臨地実習に当たっては、指定規則別表第二に掲げる行為を必ず実施させ、かつ必ず見学させることに加え、別表4に掲げる実施することが望ましい行為及び別表5に掲げる見学することが望ましい行為を参考として実施すること。

7 施設設備に関する事項

(1) 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入学定員1人当たり1.65平方メートル以上であること。

(2) 実習室の広さは、学則に定める入学定員の定員1人当たり3.31平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。

(3) 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。

(4) 微生物学実習等顕微鏡を使用する実習室は、他の実習室と区分して整備すること。

(5) 教育上必要な機械器具及び標本は、別表2を標準として整備すること。

(6) 教育上必要な専門図書は1000冊以上、学術雑誌は10種類以上を備えていること。

8 その他

(1) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生または父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。

(2) 指定規則第6条第1項の報告は確実にかつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

9 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画書（指定申請書提出後にあっては指定申請中）であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

別表1

教育内容と教育目標

教育内容		単位数	教育目標
基礎分野	科学的思考の基盤	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。国際化及び情報化社会に幅広く対応できる能力を養う。
	人間と生活・社会の理解		被検者との良好な人間関係を構築するため必要なコミュニケーション能力を養う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。臨床検査の対象者の人権尊重とQOL向上さらに地域社会の活性化に寄与できる人材を育成する。
専門基礎分野	人体の構造と機能	8	人体の構造と機能を系統的に学び、生命現象を総合的に理解し、関連科目を修得するための基礎能力を養う。 また、採血、検体採取（経口、経鼻又は気管カニューレ内部からの喀痰吸引、消化管内視鏡検査によるものも含む）及び生理学的検査に対応するために、解剖学、薬理学、栄養学などの観点から、系統立てて理解

専門分野			する。
	臨床検査の基礎とその 疾病との関連	5	高度化する医療ニーズに対応した検査情報の提供を 実践するため、臨床検査の基礎となる知識と技術及 び臨床栄養、病態薬理、認知症の検査等の基礎を学修 し、救急や病棟、在宅など様々な現場で行われる臨床 検査を理解するとともに、疾病の成因を系統的に把 握、理解する。
	保健医療福祉と臨床検 査	4	保健・医療・福祉の制度を学び、臨床検査技師として、 予防医学、在宅医療、地域包括ケアシステムや多職種 連携について学修し、疫学的分析法の理論と技術及 び臨床検査との関連について理解するとともに、医 療チームの一員としての自覚を養う。
	医療工学及び医療情報	4	医療分野における工学的手法の基礎と概要及び安全 性対策を理解・実践できる能力を養うとともに、医療 情報科学の理論と実際を修得する。
	病態学	7	各種疾患の病態を体系的に学び、疾患と臨床検査と の関わりについて理解し、各種検査データから、患者 の病態を把握、評価することにより、適切な検査デー タを提供することにより医療チームの一員として臨 床に対して支援する能力を養う。
	血液学的検査	4	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態 学的検査及び遺伝子関連・染色体検査について、血液 学的検査の観点からの知識と技術を修得し、結果の 解析と評価について学修する。
	病理学的検査	5	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態 学的検査及び遺伝子関連・染色体検査について、病理 学的検査の観点からの知識と技術を修得し、結果の 解析と評価について学修する。
	尿・糞便等一般検査	3	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態 学的検査及び寄生虫学とその検査について学び、各

			種生体試料について、尿・糞便等一般検査の観点からの生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。
	生化学的検査・免疫学的検査	6	各種生体試料に含まれる成分について、生化学的検査・免疫学的検査の観点から生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。持続皮下グルコース測定の原理、手技及び患者接遇について修得し、結果の解析と評価について学修する。
	遺伝子関連・染色体検査	2	遺伝子、染色体、ゲノムの概念と基礎知識を学び、各種生体試料に含まれる成分について、遺伝子検査の観点から各種分析法の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。
	輸血・移植検査	4	病因・生体防御機能のひとつである免疫の仕組みを理解し、輸血、移植、遺伝子関連に関する検査の理論と実際、静脈路への成分採血装置の接続及び操作を修得し、結果の意義及び評価について学修する。
	微生物学的検査	6	微生物の病原性と感染の仕組みを理解し、病原性と遺伝子、感染症治療薬に関する検査の理論と実際を修得し、結果の意義及び評価について学修する。
	生理学的検査	10	人体からの生体機能情報を収集するための理論、運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極装着（針電極含む）・脱着、超音波検査における静脈路からの造影剤注入、直腸肛門機能検査、消化管内視鏡検査（組織検体の採取手技を含む）を含む手技及び患者接遇について修得し、結果の解析と評価について学修する。 また、外来、手術室など医療現場における多様なニーズに対応できる技術を修得する。検査時の急変の対応についても学ぶ。

	臨床検査総合管理	6	医療機関等における臨床検査の意義を理解し、臨床検査の精度管理・品質保証及び人材・業務・機器・情報・運営・安全に関する管理法を修得するとともに、職業倫理を高める。 また、予防医学における臨床検査（健康診断）の重要性、衛生検査所（検診センター）の役割と業務について理解を深めるとともに、臨床検査室および衛生検査所に対する認証制度の重要性を理解する。
	医療安全管理	2	臨床検査技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全と患者接遇に配慮して、適切に採血（静脈路確保、電解質輸液の注入を含む）、静脈路への成分採血装置の接続並びに操作、運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極装着（針電極含む）・脱着、超音波検査における静脈路からの造影剤注入、直腸肛門機能検査、持続皮下グルコース測定、検体採取（経口、経鼻又は気管カニューレ内部からの喀痰吸引、消化管内視鏡検査による組織検体の採取を含む）が現場で実施できる実践的知識・技術を身につける。 採血・検体採取に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。医療事故等発生の要因分析とその対策について学ぶ。
	臨地実習	12	臨床検査技師としての基本的な実践技術及び施設における検査部門の役割を理解し、患者との適切な対応を学ぶ。また、臨床現場（救急、病棟、在宅等）や健診、衛生検査所等での役割と業務や、施設内のチーム（栄養サポートチーム、糖尿病療養指導チーム、感染制御チーム、抗菌薬適正使用支援チーム等）の役割と実施内容を理解するとともに、医療チームの一員としての責任と自覚を養い、適切な接遇マナーを身につける。

合計	102	
----	-----	--

別表 2

教育上必要な機械器具、標本及び模型

教育分野		品名	数量
共通する機械器具		遠心機	6
		冷却遠心機	1
		電気冷蔵庫	2
		冷凍庫（ディープフリーザー）	1
		恒温装置	4
		乾燥器	2
		純水製造装置	1
		検査器具洗浄器	4
		気圧計	1
		数取り器	適当数
		写真用器具一式	1
		ストップウォッチ	適当数
		攪拌装置（マグネチックスターラ）	4
		採血セト一式	適当数
		舌圧子一式	適当数
		口腔・鼻腔吸引用器具とチューブ一式	適当数
		検体採取用ブラシー式	適当数
		イオンメーター（pH計を含む）	4
		微量分注装置（マイクロピペット）	適当数
		天びん（電子天びんも含む）	6
		プロジェクター（スライド、OHP、ビデオ方式を含む）	2
専門基	医療工学及び情報科学	電気回路実験装置	1
		増幅素子実験装置	1

専門分野		医用増幅装置（ポリグラフも可）	1
		電気回路試験器（テスト）	4
		パーソナルコンピュータ	2人に1台以上
	血液学的検査/病理学的検査	双眼顕微鏡	2人に1台以上
		複双眼顕微鏡（教育用顕微鏡）	1
		顕微投影機（顕微テレビも可）	1
		蛍光顕微鏡	1
		実体顕微鏡	2
		顕微鏡用位相差装置	2
		偏光装置	2
		測微装置	2
		写真撮影装置	1
		滑走式マイクローム	4
		*凍結切片用マイクローム （クリオスタットを含む。）	1
		*連続切片用マイクローム	1
		パラフィン溶融器	1
		切片伸展器	2
		*電気脱灰装置	1
		*自動包埋装置	1
		*電子顕微鏡標本作製装置	1
		*血液像自動分類装置	1
		自動血球計数装置	1
		血球計算器具	適当数
	尿・糞便等一般検査 /生化学的検査・免疫学的検査/遺伝子 関連・染色体検査	たん白屈折計	4
		尿比重計	適当数
		*液体クロマトグラフ装置 （高速液体クロマトグラフを含む）	1

		分光光度計	6
		酵素反応速度装置	1
		電気泳動装置	4
		自記濃度計（デンシトメータ）	1
		紫斑計	1
		赤沈測定装置	1
		ヘマトクリット用遠心機	2
		* 血液ガス分析装置	1
		* ガスクロマトグラフ	1
		* 特殊分光光度計（蛍光、赤外等）	1
		* 自動生化学分析装置	1
		* 血液凝固機能検査装置	1
		* 電解質測定装置（炎光光度計を含む）	1
		* 血小板凝集測定装置	1
		遺伝子増幅用恒温槽	1
		核酸検出装置	1
		* 浸透圧計	1
		持続皮下グルコース測定器	1
	輸血・移植検査/微生物学的検査	高圧蒸気滅菌器	2
		乾熱滅菌器	1
		煮沸消毒器	2
		ふ卵器	2
		集落計算盤	2
		嫌気性培養器	2
		細菌濾過装置	1
		低温恒温器	1
		血液型判定用加温観察箱	4
		水平振とう器	4
		マイクロタイター一式	適当数

		* 薬剤感受性測定装置	1
		* 自動菌種同定装置	1
		マイクロプレート用リーダー	1
		マイクロプレート用ウォッシャー	1
		* 自動血球洗浄器	1
		* フローサイトメーター	1
	生理学的検査	心電計	4
		心電・心音・脈波計	1
		脳波計	1
		超音波検査装置	2
		呼吸機能検査装置	2
		* 筋電計	1
		* 聴力検査装置	1
		* 眼底写真撮影装置	1
		* 誘発電位検査装置	1
		* 熱画像検査装置	1
		* 磁気共鳴画像検査装置	1
		* 眼振電図計測装置	1
		* 重心動揺計測装置	1
		* 経皮的血液ガス分圧測定装置	1
		電気味覚計	1
		血压計	1
		聴診器	2
		経口、経鼻又は気管カニューレ	適当数
		気管カニューレシュミレータ	1
		直腸肛門機能検査用シュミレータ	1
		* 内視鏡	1
		* 成分採血装置	1
	標本及び模型	病理組織学的標本及び模型	適当数

	寄生虫・原虫・衛生動物の標本の模型	適当数
	人体模型	1
	人体骨格模型	1
	人体内臓模型一式（鼻・口腔・咽頭部、下部消化管を含む）	1
	採血静注模型（電動式シミュレータ）	適当数
	静脈注射用シミュレータ	1

備考

- 1 ＊を付けたものについては、養成所あるいは実習施設のいずれかにおいて使用できるものであること。
- 2 ＊を付けたものについては、臨床実習施設において学ぶことができる場合には、養成所において有することを要しないこと。

別表 3

臨地実習前の技能修得到達度評価における評価内容（例）

大項目	小項目	評価内容
生理学的検査	標準 12 誘導心電図検査	自己紹介と患者確認ができ、患者との信頼関係を築くことができる
		心電図波形の成り立ちを説明できる
		標準 12 誘導心電図の電極の取り扱いができる
		標準 12 誘導心電図の電極の装着部位を説明できる
		標準 12 誘導心電図の誘導法を説明できる
		標準 12 誘導心電図検査を実施できる
		心電図波形の計測ができる
		心電図波形とアーチファクトの判別ができる
		正常心電図の判読ができる
		異常心電図の判読ができる
	肺機能検査 (スパイロメトリー)	自己紹介と患者確認ができ、患者との信頼関係を築くことができる
		測定に必要な生体項目（性別、年齢、身長など）を説明できる
		フィルター・マウスピース・ノーズクリップの装着が正しくできる
		VC (Vital Capacity, 肺活量) の測定手技と声かけが正しく最大限の努力を強いている
		FVC (Forced Vital Capacity, 努力性肺活量) の測定手技と声かけが正しく最大限の努力を強いている

		FVC 測定時に最大吸気流量を確認している
		数値結果を正しく評価できる
		フローボリューム曲線を正しく評価できる
形態に関する検査	末梢血塗抹標本作製	塗抹標本を作製できる
	末梢血塗抹標本の観察（白血球分画）	普通染色（ライト染色等）ができる
		普通染色した標本を用いて白血球を分類（白血球6分類）できる
血液型判定	ABO 血液型検査	オモテ検査に適した試料を調整できる
		試験管法、スライド（ガラス）法によるオモテ検査を正しく実施できる
		試験管法による標準血球液を用いてウラ検査を正しく実施できる
		オモテ検査、ウラ検査の結果を正しく判定できる
	RhD 血液型検査	RhD 血液型検査に適した試料を調整できる
		試験管法、スライド（ガラス）法を正しく実施できる
		必要に応じて D 陰性確認試験を実施できる
		D 陰性確認試験の結果を正しく判定できる
尿沈渣検査	JCCLS の指針に基づく標準的手法による	尿検体を攪拌し、尿カップから沈渣用遠沈管へ分注することができる
	尿沈渣標本の作製	分注量を理解している
		沈渣成分を分離できる
		適量の沈渣を残して遠心上清を吸引できる
		スライドガラスに必要情報を記入することができる
		スライドガラスに適量の沈渣を載せることができる
		空気が入らないようにカバーガラスをかけることができる
		染色液を選択することができる
		1 枚のスライドガラスに無染と染色の両標本を作製することができる
		10 分程度で標本を作製することができる
	鏡検法-顕微鏡操作	弱拡大と強拡大それぞれの対物レンズを選択できる
		コンデンサ絞りを調整することができる
		標本をステージ上で移動することができる
	鏡検法-鑑別とカウント	代表的な尿沈渣成分を鑑別することができる
		カウント結果を表すことができる
		結果から主な病態を推定できる

別表 4

臨地実習において学生に実施及び見学させるのが望ましい行為

実習	実施させるのが望ましい行為	見学させるのが望ましい行為
生理学的検査に関する実習		運動誘発電位検査 体性感覚誘発電位検査
検体検査に関する実習	血栓・止血検査 HE 染色や特殊染色検査 病理標本観察 細胞診標本作成と鏡検 尿沈渣検査 血液ガス分析検査 交差適合試験 不規則抗体検査 同定・薬剤感受性試験	
その他の実習	採血室業務（採血行為を除く）	

備考

- 1 臨床検査技師を目指す学生が臨地実習中に実施すべき基本的行為は、患者の安全を確保するためにも、学生の実施した検査等の情報をそのまま臨床へ提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度実施した上で臨床に提供すること。
- 2 臨床検査技師の資格を有さない学生が、臨床の現場で診療の補助に関わる行為を行うことから、個々の患者から同意を得た上で実施すること。

新旧対照表

改 正 後				改 正 前 臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて (令和 3 年 3 月 31 日 医政発 0331 第 85 号 厚生労働省医政局長通知)			
臨床検査技師養成所指導ガイドライン				臨床検査技師養成所指導ガイドライン			
1 ～ 5 (略)				1 ～ 5 (略)			
6 臨地実習に関する事項				6 臨地実習に関する事項			
(1) ～ (2) (略)				(1) ～ (2) (略)			
(3) 臨地実習に当たっては、指定規則別表第二に掲げる行為を必ず実施させ、かつ必ず見学させることに加え、別表 4 に掲げる実施することが望ましい行為及び別表 5 に掲げる見学することが望ましい行為を参考として実施すること。				(3) 臨地実習に当たっては、指定規則別表第二に掲げる行為を必ず実施させ、かつ必ず見学させることに加え、別表 4 に掲げる実施することが望ましい行為を参考として実施すること。			
別表 1				別表 1			
教育内容と教育目標				教育内容と教育目標			
教育内容		単位数	教育目標	教育内容		単位数	教育目標
基礎分	科学的思考の基盤	14	(略)	基礎分	科学的思考の基盤	14	(略)
	人間と生活・社会の理解		(略)		人間と生活・社会の理解		(略)
専門基礎分野	人体の構造と機能	8	人体の構造と機能を系統的に学び、生命現象を総合的に理解し、関連科目を修得するための基礎能力を養う。 また、採血、検体採取（経口、経鼻又は気管カニューレ内部からの喀痰吸引、消化管内視鏡検査によるものも含む）及び生理学的検査に対応するために、解剖学、薬理学、栄養学などの観点から、系統立てて理解する。	専門基礎分野	人体の構造と機能	8	人体の構造と機能を系統的に学び、生命現象を総合的に理解し、関連科目を修得するための基礎能力を養う。 また、採血、検体採取及び生理学的検査に対応するために、解剖学、薬理学、栄養学などの観点から、系統立てて理解する。
	臨床検査の基礎とその疾病との		(略)		臨床検査の基礎とその疾病との		(略)

専門分野	関連		
	保健医療福祉と臨床検査	4	(略)
	医療工学及び医療情報	(略)	(略)
	病態学	7	(略)
	血液学的検査	4	(略)
	病理学的検査	5	(略)
	尿・糞便等一般検査	3	(略)
	生化学的検査・免疫学的検査	6	各種生体試料に含まれる成分について、生化学的検査・免疫学的検査の観点から生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。 持続皮下グルコース測定の原理、手技及び患者接遇について修得し、結果の解析と評価について学修する。
	遺伝子関連・染色体検査	2	(略)
	輸血・移植検査	4	病因・生体防御機能のひとつである免疫の仕組みを理解し、輸血、移植、遺伝子関連に関する検査の理論と実際、静脈路への成分採血装置の接続及び操作を修得し、結果の意義及び評価について学修する。
	微生物学的検査	6	(略)
	生理学的検査	10	人体からの生体機能情報を収集するための理論、運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極装着（針電極含む）・脱着、超音波検査における静脈

専門分野	関連		
	保健医療福祉と臨床検査	4	(略)
	医療工学及び医療情報	(略)	(略)
	病態学	7	(略)
	血液学的検査	4	(略)
	病理学的検査	5	(略)
	尿・糞便等一般検査	3	(略)
	生化学的検査・免疫学的検査	6	各種生体試料に含まれる成分について、生化学的検査・免疫学的検査の観点から生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。
	遺伝子関連・染色体検査	2	(略)
	輸血・移植検査	4	病因・生体防御機能のひとつである免疫の仕組みを理解し、輸血、移植、遺伝子関連に関する検査の理論と実際を修得し、結果の意義及び評価について学修する。
	微生物学的検査	6	(略)
	生理学的検査	10	人体からの生体機能情報を収集するための理論と手技及び患者接遇について修得し、結果の解析と評価について学修する。

		路からの造影剤注入、直腸肛門機能検査、消化管内視鏡検査（組織検体の採取手技を含む）を含む手技及び患者接遇について修得し、結果の解析と評価について学修する。 また、外来、手術室など医療現場における多様なニーズに対応できる技術を修得する。検査時の急変の対応についても学ぶ。
臨床検査総合管理	6	(略)
医療安全管理	2	臨床検査技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全と患者接遇に配慮して、適切に採血（静脈路確保、電解質輸液の注入を含む）、静脈路への成分採血装置の接続並びに操作、運動誘発電位検査・体性感覚誘発電位検査に係る電極装着（針電極含む）・脱着、超音波検査における静脈路からの造影剤注入、直腸肛門機能検査、持続皮下グルコース測定、検体採取（経口、経鼻又は気管カニューレ内部からの喀痰吸引、消化管内視鏡検査による組織検体の採取を含む）が現場で実施できる実践的知識・技術を身につける。 採血・検体採取に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。医療事故等発生の要因分析とその対策について学ぶ。
臨地実習	12	(略)
合計	102	

		また、外来、手術室など医療現場における多様なニーズに対応できる技術を修得する。検査時の急変の対応についても学ぶ。
臨床検査総合管理	6	(略)
医療安全管理	2	臨床検査技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全と患者接遇に配慮して、適切に検体採取ができる能力を身につける。 採血・検体採取に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。医療事故等発生の要因分析とその対策について学ぶ。
臨地実習	12	(略)
合計	102	

別表 2

教育上必要な機械器具、標本及び模型

教育分野		品名	数量
共通する機械器具		(略)	(略)
専門基礎分野	医療工学及び情報科学	(略)	(略)
	血液学的検査/病理学的検査	(略)	(略)
	尿・糞便等一般検査/生	(略)	(略)
	化学的検査・免疫学的検査/遺伝子関連・染色体検査	持続皮下グルコース測定器	1
	輸血・移植検査/微生物学的検査	(略)	(略)
	生理学的検査	(略)	(略)
		経口、経鼻又は気管カニューレ	適当数
		気管カニューレシュミレーター	1
		直腸肛門機能検査用シュミレーター	1
		* 内視鏡	1
		* 成分採血装置	1
	標本及び模型	(略)	(略)
		静脈注射用シュミレーター	1

備考

別表 2

教育上必要な機械器具、標本及び模型

教育分野		品名	数量
共通する機械器具		(略)	(略)
専門基礎分野	医療工学及び情報科学	(略)	(略)
	血液学的検査/病理学的検査	(略)	(略)
	尿・糞便等一般検査/生	(略)	(略)
	化学的検査・免疫学的検査/遺伝子関連・染色体検査	(新設)	(新設)
	輸血・移植検査/微生物学的検査	(略)	(略)
	生理学的検査	(略)	(略)
		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
	標本及び模型	(略)	(略)
		(新設)	(新設)

備考

1 (略)

2 *を付けたものについては、臨床実習施設において学ぶことができる場合には、養成所において有することを要しないこと。

別表3 (略)

別表4

臨地実習において学生に実施及び見学させるのが望ましい行為

実習	実施させるのが望ましい行為	見学させるのが望ましい行為
生理学的検査に関する実習		運動誘発電位検査 体性感覚誘発電位検査
検体検査に関する実習	血栓・止血検査 HE染色や特殊染色検査 病理標本観察 細胞診標本作成と鏡検 尿沈渣検査 血液ガス分析検査 交差適合試験 不規則抗体検査 同定・薬剤感受性試験	
その他の実習	採血室業務(採血行為を除く)	

備考 (略)

(略)

(新設)

別表3 (略)

別表4

臨地実習において学生に実施させることが望ましい行為

分類	臨地実習において実施させることが望ましい行為
検体検査	血栓・止血検査 HE染色や特殊染色検査 病理標本観察 細胞診標本作成と鏡検 尿沈渣検査 血液ガス分析検査 交差適合試験 不規則抗体検査 同定・薬剤感受性試験
その他	採血室業務(採血行為を除く)

備考 (略)

(別添1)

2 文科高第 1340 号
医政発 0331 第 79 号
令和 3 年 3 月 31 日

各国公私立大学長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について (通知)

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令 (令和 3 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号) については、別紙のとおり令和 3 年 3 月 31 日に公布されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市町村 (特別区を含む。)、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

1、改正の趣旨

臨床検査技師学校養成所指定規則 (昭和 45 年文部省・厚生省令第 3 号。以下「指定規則」という。) 第 2 条においては、文部科学大臣及び都道府県知事が行う臨床検査技師等に関する法律 (昭和 33 年法律第 76 号) 第 15 条第 1 号に規定する学校又は臨床検査技師養成所の指定に係る基準について定めており、当該基準の一つとして、別表に定める教育内容を行うものであることとしている。

今般、チーム医療の推進による臨床検査技師の役割の拡大や検査機器の高度化など、臨床検査技師を取り巻く環境の変化に対応するため、「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、臨床検査技師養成所等における教育内容の見直し等について検討が行われ、令和 2 年 4 月に報告書が取りまとめられた。

当該報告書においては、指定規則別表に定める教育内容等について、

- ・ 教育内容の見直しを行うとともに、総単位数を現行の 95 単位から 102 単位に引き上げること
 - ・ 臨地実習において必ず実施又は見学させる行為を明確に定めること
- 等の方向性が示されており、これを踏まえ、指定規則について所要の改正を行った。

2、改正の概要

「別表」を「別表第 1」に改正し、教育内容及び単位数を以下のように改正する。

改正前		
	教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	14
	<u>人間と生活</u>	
専門基礎分野	人体の構造と機能	8
	<u>医学検査の基礎とその疾病との関連</u>	5
	<u>保健医療福祉と医学検査</u>	4
	<u>医療工学及び情報科学</u>	4
専門分野	<u>臨床病態学</u>	<u>6</u>
	<u>形態検査学</u>	<u>9</u>
	<u>生物化学分析検査学</u>	<u>11</u>
	<u>病因・生体防御検査学</u>	<u>10</u>
	<u>生理機能検査学</u>	<u>9</u>

改正後		
	教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	14
	<u>人間と生活・社会の理解</u>	
専門基礎分野	人体の構造と機能	8
	<u>臨床検査の基礎とその疾病との関連</u>	5
	<u>保健医療福祉と臨床検査</u>	4
	<u>医療工学及び医療情報</u>	4
専門分野	<u>病態学</u>	<u>7</u>
	<u>血液学的検査</u>	<u>4</u>
	<u>病理学的検査</u>	<u>5</u>
	<u>尿・糞便等一般検査</u>	<u>3</u>
	<u>生化学的検査・免疫学的検査</u>	<u>6</u>
	<u>遺伝子関連・染色体検査</u>	<u>2</u>
	<u>輸血・移植検査</u>	<u>4</u>
	<u>微生物学的検査</u>	<u>6</u>
	<u>生理学的検査</u>	<u>10</u>

	検査総合管理学	<u>7</u>
	医療安全管理学	<u>1</u>
	臨地実習	<u>7</u>
	合計	<u>95</u>

	臨床検査総合管理	<u>6</u>
	医療安全管理	<u>2</u>
	臨地実習	<u>12</u>
	合計	<u>102</u>

別表第1の臨地実習の備考として以下の内容を追加する。

- ・ 1単位は、臨地実習を開始する前に臨地実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導（技能実習到達度評価）を行うこと。
- ・ 3単位以上は、生理学的検査に関する実習を行うこと。

なお、新カリキュラムに従い臨地実習を行う学生を指導する臨地実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床検査技師として5年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者であり、かつ、「臨床検査技師臨地実習指導者講習会の開催指針について」（令和3年3月31日付け厚生労働省医政局長通知）において厚生労働省が定める基準を満たす臨地実習指導者講習会を修了した者であることとする。

ただし、在宅や介護といった訪問医療等では、必ずしも医師が行う訳ではなく、看護師だけで行う場面も多いことから、これらにおける実習指導者は医師または看護師とすることを妨げないこととする。

「別表第2」を新設し、臨地実習の内容ごとに実施又は見学させる行為を下記のとおり定め、これらを臨地実習において必ず実施又は見学させることを指定規則第二条に定める基準として新たに追加する。

なお、実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 患者の安全の確保の観点から、学生の実施した検査等の情報をそのまま臨床へ提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度検査等を実施した上で臨床に提供すること。
- ・ 個々の患者から同意を得た上で実施すること。

実習	実施させる行為	見学させる行為
生理学的検査に関する実習	標準 12 誘導心電図検査 肺機能検査（スパイロメトリー）	ホルター心電図検査のための検査器具装着 肺機能検査（スパイロメトリーを除く。） 脳波検査 負荷心電図検査

		超音波検査（心臓、腹部） 足関節上腕血圧比検査
検体検査に関する実習	血球計数検査 血液塗抹標本作成と鏡検 尿定性検査 血液型検査 培養・Gram 染色検査	精度管理（免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査、輸血・移植検査） メンテナンス作業（免疫学的検査、血液学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査） 臓器の切り出し及び写真撮影 標本作成及びその報告
その他の実習		検査前の患者への説明（検査手順を含む。） チーム医療（栄養サポート、感染制御、糖尿病療養指導） 検体採取

その他所要の改正を行う。

3、施行期日

令和3年4月1日

以上



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(七三三)
○公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令(七四四)

(府 令)

○内閣府聴聞手続規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一八)
○公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令(同一九)
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同一〇)
○個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同一二)
○特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令(同一三)

(府令・省令)

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・財務・経済産業三)

○経済産業省関係総合特別区域法第五十二条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令
(内閣府・経済産業一)

○沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令(同一二)

○中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令(同一三)

(復興庁令)

○東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令
(復興庁一)

(復興庁令・省令)

○国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令の一部を改正する命令
(復興庁・国土交通一)

(省 令)

○郵便法施行規則の一部を改正する省令(総務二九)
○地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同一〇)

○令和二年度から令和六年度までににおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令(総務・財務一)

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令
(総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二)

○司法試験法施行規則の一部を改正する省令(同一九)
○財務省聴聞手続規則の一部を改正する省令(財務一)

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令(同一二)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)

○学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(文部科学一四)
○科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同一五)
○国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同一六)

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一七)

○科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令(同一八)

○美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一九)

○診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令
(文部科学・厚生労働一)

○臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令(同一二)

○歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(同一三)

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令
(文部科学・経済産業一)

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令
(文部科学・経済産業・原子力規制委一)

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働六四)
○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令(同六五)

○国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令(同六六)

○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(同六七)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

備考	合	放射線安全管理学 医療安全管理学 実践臨床画像学 臨床実習	計	百二
		十二		二二四

備考	合	放射線安全管理学 医療安全管理学 (新設) 臨床実習	計	九十五
		(新設) 十		一四

備考
一・二 (略)
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習
十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門
基礎分野三十一単位以上及び専門分野四十単位以上)であるときは、この表の教育内容こ
との単位数によらないことができる。
四 臨床実習については、十単位以上は、病院等において行うこと。

備考
一・二 (略)
三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習
十単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十五単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門
基礎分野三十一単位以上及び専門分野四十単位以上)であるときは、この表の教育内容こ
の単位数によらないことができる。
四 臨床実習については、八単位以上は、病院等において行うこと。

附則
(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号、以下「法」という。)第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所及び診療放射線技師養成所
令(昭和二十八年政令第三百八十五号、以下「令」という。)第八条の規定により主務大臣に対して行われている申請に係る学校又は診療放射線技師養成所がこの省令による改正後の診療放射線技師学校
養成所指定規則(以下「新規則」という。)第二条第四号の規定により有すべき診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者である専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、
令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
第三条 この省令の施行の際現に法第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所及び診療放射線技師養成所
が新規則第二条第五号の規定により有すべき免許を受けた後五年以上法第二条第二項に規定する業務を業として行つた診療放射線技師である専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、令和五
年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
第四条 この省令の施行の際現に法第二十条第一号の指定を受けている学校又は診療放射線技師養成所において診療放射線技師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、新規
則別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
第五条 新規則別表第一に定める教育の内容について、令第七条第一項の指定又は令第九条第一項(令第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の変更の承認を受けよう
とするものは、この省令の施行の日前においても、これらの規定の例により、当該指定又は変更の承認の申請をすることができる。
2 文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、この省令の施行の日前においても、令第七条第一項又は令第九条第一項の規定の例により、指定又は変更の承認をすることができる。
この場合において、当該指定及び変更の承認は、この省令の施行の日にその効力を生ずる。

○文部科学省
厚生労働省 令第二号

臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)第十条第一項の規定に基づき、臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年三月三十一日

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

臨床検査技師学校養成所指定規則(昭和四十五年文部省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(指定基準)
第二条 令第十条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一・二 (略)

(指定基準)
第二条 令第十条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一・二 (略)

文部科学大臣 萩生田光一
厚生労働大臣 田村 憲久

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに三を加えた数）以上は、医師、臨床検査技師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに二を加えた数）とすることができる。

五 十二（略）

別表第一（第二関係）

基礎分野	教育内容	単位数	備考
科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	人体の構造と機能 臨床検査の基礎とその疾病との関連 保健医療福祉と臨床検査 医療工学及び医療情報	十四	
専門基礎分野	病態学 血液学的検査 病理学的検査 尿・糞便等一般検査 生化学的検査・免疫学的検査 遺伝子関連・染色体検査 輸血・移植検査 微生物学的検査 生理学的検査 臨床検査総合管理 医療安全管理 臨地実習	四 四 五 八 七 四 三 五 六 二 四 六 十 六 二 十二	一単位は、臨地実習を開始する前に臨地実習を行うために必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための実技試験及び指導を行うこと。

三 教育の内容は、別表に定めるもの以上であること。

四 別表に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに三を加えた数）以上は、医師、臨床検査技師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すことに二を加えた数）とすることができる。

五 十二（略）

別表

基礎分野	教育内容	単位数	備考
科学的思考の基盤 人間と生活	人体の構造と機能 医学検査の基礎とその疾病との関連 保健医療福祉と医学検査 医療工学及び情報科学	十四	
専門基礎分野	臨床病態学 形態検査学 (新設) 生物化学分析検査学 (新設) (新設) (新設) 病因・生体防御検査学 (新設) 生理機能検査学 検査総合管理学 医療安全管理学 臨地実習	九 六 九 十一 十一 十 九 七 一 七 七 七	実習時間の三分の二以上は、病院又は診療所において行うこと。

実習		見学させる行為	
生理学的検査に関する実習	実施させる行為	見学させる行為	
標準十二誘導心電図検査肺機能検査 (スパイロメトリー)		ホルター心電図検査のための検査器具装着 肺機能検査(スパイロメトリーを除く) 脳波検査 負荷心電図検査 超音波検査(心臓、腹部) 足関節上腕血圧比較検査	
検体検査に関する実習	血液塗抹標本作成と鏡検尿定性検査 血液型検査 培養・Gram染色検査	精度管理(免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査、輸血・移植検査)	

別表第二(第二条関係)

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十二単位以上及び臨地実習以外の教育内容九十単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野五十五単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

合	計	百二	
			三単位以上は、生理学的検査に関する実習を行うこと。
			実習時間の三分の二以上は、病院又は診療所において行うこと。
			別表第二の上欄に掲げる実習の区分に応じ、同表の中欄に掲げる行為を必ず実施させ、かつ、同表の下欄に掲げる行為を必ず見学させること。

(新設)

備考 一・二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習七単位以上及び臨地実習以外の教育内容八十八単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野五十三単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

合	計	九十五	

その他の実習	
メンテナンス作業(免疫学的検査、血液学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査) 臓器の切り出し及び写真撮影 標本作成及びその報告 検査前の患者への説明(検査手順を含む) チーム医療(栄養サポート、感染制御、糖尿病療養指導) 検体採取	

附 則

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第一号の指定を受けている学校又は臨床検査技師養成所において臨床検査技師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の臨床検査技師学校養成所指定規則(以下「新規則」という)第二条第三号及び第四号並びに別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 新規則別表第一及び別表第二に定める教育の内容について、臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号。以下「令」という)第十条第一項の指定又は令第十二条第一項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ)の変更の承認を受けようとするものは、この省令の施行の日においても、これらの規定の例により、当該指定又は変更の承認の申請をすることができる。

2 文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、この省令の施行の日においても、令第十条第一項又は第十二条第一項の規定の例により、指定又は変更の承認をすることができる。この場合において、当該指定及び変更の承認は、この省令の施行の日における効力を生ずる。

○文部科学省
厚生労働省 令第三号

歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)第九条第一項の規定に基づき、歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令
令和三年三月三十一日

文部科学大臣 萩生田光一
厚生労働大臣 田村 憲久

歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令
歯科技工士学校養成所指定規則(昭和三十一年厚生省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(指定基準) 第二条 (略) 一、四 (略) 五 学生又は生徒の定員は、一学級三十人以内であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。 六、九 (略)	(指定基準) 第二条 (略) 一、四 (略) 五 学生又は生徒の定員は、一学級十人以上三十五人以内であること。 六、九 (略)

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(別添2)

令和3年3月31日

医政発0331第85号

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公印省略)

臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて

臨床検査技師学校養成所指定規則については、平成12年に教育科目の名称を定める規定から教育の内容を定める規定への変更や単位制の導入など、カリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降大きな改正は行われなかったが、この間、国民の医療へのニーズの増大と多様化、チーム医療の推進による業務の拡大等により、臨床検査技師に求められる役割や知識等は変化してきた。これら臨床検査技師を取り巻く環境の変化に対応するため、令和元年12月から「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催し、令和2年4月8日に報告書を取りまとめたところである。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「臨床検査技師養成所指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成所に対する指導方よろしくお願いする。

特に臨地実習については、「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、必ず実施させる行為、必ず見学させる行為、実施することが望ましい行為の3区分として個別具体的な行為が検討され、臨地実習の質を底上げする取組みが図られたことから、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成施設に対する指導方よろしくお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

並びに、本ガイドラインは、2022年（令和4年）4月1日から適用することとし、「臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日医政発0331第27号都道府県知事宛本職通知）は、2022年（令和4年）4月1日をもって廃止する。

〔別紙〕

臨床検査技師養成所指導ガイドライン

1 設置計画書に関する事項

臨床検査技師養成所（以下「養成所」という。）について、都道府県知事の指定を受けようとするとき又は学生の定員を増加しようとするときは、その設置者は、授業を開始しようとする日（学生の定員を増加しようとする場合は変更を予定する日）の1年前までに次に掲げる事項を記載した養成所設置計画書（学生の定員を増加しようとする場合は定員変更計画書）をその設置予定地（学生の定員を増加しようとする場合は養成所の所在地）の都道府県知事に提出すること。

- （１）設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- （２）養成所の名称
- （３）位置
- （４）設置予定年月日（定員の変更にあっては、変更予定年月日）
- （５）入学予定定員（定員の変更にあっては、現在の定員及び変更予定定員）
- （６）長の氏名及び履歴
- （７）収支予算及び向う2年間の財政計画

2 一般的事項

- （１）臨床検査技師学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）第4条第1項の指定の申請は、授業を開始しようとする日の6か月前までに、その設置予定地の都道府県知事に提出すること。
- （２）指定規則第5条第1項の変更の承認申請は、変更を行おうとする日の3か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。
- （３）養成所の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- （４）会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- （５）養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- （６）敷地、校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

3 学生に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- (5) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

4 教員に関する事項

- (1) 養成所の長は、保健医療、教育又は学術に関する業務に5年以上従事した者であり、臨床検査技師教育を十分に理解し、明確な教育方針をもった者であること。
- (2) 全日制課程に定時制課程を併せて設置する場合の定時制課程の専任教員については、3名を限度として全日制課程の専任教員の兼任をもってこれにあてることができること。
- (3) 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は、過重にならないよう15時間を標準とすること。
- (4) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。
- (5) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨地実習の進捗管理等を行う者（以下、「実習調整者」という。）として、専任教員から1名以上配置すること。

5 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。
- (2) 授業の方法は対面授業によるものとする。
- (3) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。
なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。
- (4) 臨地実習については、実習時間の3分の2以上は医療機関において行うこと。
- (5) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、

当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表の備考2に定める大学、高等専門学校、養成所等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

(6) 1の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下であること。

ただし、授業の方法、施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでないこと。

(7) 臨地実習前の技能修得到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験等）に当たっては、別表3を参照すること。

6 臨地実習に関する事項

(1) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。

(2) 実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入れ可能な数とし、1検査室につき5人程度を限度とすること。

(3) 臨地実習に当たっては、指定規則別表第二に掲げる行為を必ず実施させ、かつ必ず見学させることに加え、別表4に掲げる実施することが望ましい行為を参考として実施すること。

7 施設設備に関する事項

(1) 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入学定員1人当たり1.65平方メートル以上であること。

(2) 実習室の広さは、学則に定める入学定員の定員1人当たり3.31平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。

(3) 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。

(4) 微生物学実習等顕微鏡を使用する実習室は、他の実習室と区分して整備すること。

(5) 教育上必要な機械器具及び標本は、別表2を標準として整備すること。

(6) 教育上必要な専門図書は1000冊以上、学術雑誌は10種類以上を備えていること。

8 その他

(1) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生または父兄から寄附金その他の

名目で不当な金額を徴収しないこと。

(2) 指定規則第6条第1項の報告は確実にかつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

9 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画中（指定申請書提出後にあつては指定申請中）であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

別表1

教育内容と教育目標

教育内容		単位数	教育目標
基礎分野	科学的思考の基盤	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。国際化及び情報化社会に幅広く対応できる能力を養う。
	人間と生活・社会の理解		被検者との良好な人間関係を構築するため必要なコミュニケーション能力を養う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。臨床検査の対象者の人権尊重とQOL向上さらに地域社会の活性化に寄与できる人材を育成する。
専門基礎分野	人体の構造と機能	8	人体の構造と機能を系統的に学び、生命現象を総合的に理解し、関連科目を修得するための基礎能力を養う。 また、採血、検体採取及び生理学的検査に対応するために、解剖学、薬理学、栄養学などの観点から、系統立てて理解する。

専門分野	臨床検査の基礎とその 疾病との関連	5	高度化する医療ニーズに対応した検査情報の提供を 実践するため、臨床検査の基礎となる知識と技術 及び臨床栄養、病態薬理、認知症の検査等の基礎を 学修し、救急や病棟、在宅など様々な現場で行われ る臨床検査を理解するとともに、疾病の成因を系統 的に把握、理解する。
	保健医療福祉と臨床検 査	4	保健・医療・福祉の制度を学び、臨床検査技師と して、予防医学、在宅医療、地域包括ケアシステム や多職種連携について学修し、疫学的分析法の理論 と技術及び臨床検査との関連について理解するとと もに、医療チームの一員としての自覚を養う。
	医療工学及び医療情報	4	医療分野における工学的手法の基礎と概要及び安 全性対策を理解・実践できる能力を養うとともに、 医療情報科学の理論と実際を修得する。
	病態学	7	各種疾患の病態を体系的に学び、疾患と臨床検査 との関わりについて理解し、各種検査データから、 患者の病態を把握、評価することにより、適切な検 査データを提供することにより医療チームの一員と して臨床に対して支援する能力を養う。
	血液学的検査	4	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の 形態学的検査及び遺伝子関連・染色体検査につい て、血液学的検査の観点からの知識と技術を修得 し、結果の解析と評価について学修する。
	病理学的検査	5	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の 形態学的検査及び遺伝子関連・染色体検査につい て、病理学的検査の観点からの知識と技術を修得 し、結果の解析と評価について学修する。
	尿・糞便等一般検査	3	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の 形態学的検査及び寄生虫学とその検査について学 び、各種生体試料について、尿・糞便等一般検査の

			観点からの生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。
	生化学的検査・免疫学的検査	6	各種生体試料に含まれる成分について、生化学的検査・免疫学的検査の観点から生物化学的分析の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。
	遺伝子関連・染色体検査	2	遺伝子、染色体、ゲノムの概念と基礎知識を学び、各種生体試料に含まれる成分について、遺伝子検査の観点から各種分析法の理論と実際を修得し、結果の解析と評価について学修する。
	輸血・移植検査	4	病因・生体防御機能のひとつである免疫の仕組みを理解し、輸血、移植、遺伝子関連に関する検査の理論と実際を修得し、結果の意義及び評価について学修する。
	微生物学的検査	6	微生物の病原性と感染の仕組みを理解し、病原性と遺伝子、感染症治療薬に関する検査の理論と実際を修得し、結果の意義及び評価について学修する。
	生理学的検査	10	人体からの生体機能情報を収集するための理論と手技及び患者接遇について修得し、結果の解析と評価について学修する。 また、外来、手術室など医療現場における多様なニーズに対応できる技術を修得する。検査時の急変の対応についても学ぶ。
	臨床検査総合管理	6	医療機関等における臨床検査の意義を理解し、臨床検査の精度管理・品質保証及び人材・業務・機器・情報・運営・安全に関する管理法を修得するとともに、職業倫理を高める。 また、予防医学における臨床検査（健康診断）の重要性、衛生検査所（検診センター）の役割と業務について理解を深めるとともに、臨床検査室および

			衛生検査所に対する認証制度の重要性を理解する。
	医療安全管理	2	臨床検査技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全と患者接遇に配慮して、適切に検体採取ができる能力を身につける。 採血・検体採取に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。医療事故等発生 の要因分析とその対策について学ぶ。
	臨地実習	12	臨床検査技師としての基本的な実践技術及び施設における検査部門の役割を理解し、患者との適切な対応を学ぶ。また、臨床現場（救急、病棟、在宅等）や健診、衛生検査所等での役割と業務や、施設内のチーム（栄養サポートチーム、糖尿病療養指導チーム、感染制御チーム、抗菌薬適正使用支援チーム等）の役割と実施内容を理解するとともに、医療チームの一員としての責任と自覚を養い、適切な接遇マナーを身につける。
合計		102	

別表 2

教育上必要な機械器具、標本及び模型

教育分野	品名	数量
共通する機械器具	遠心機	6
	冷却遠心機	1
	電気冷蔵庫	2
	冷凍庫（ディープフリーザー）	1
	恒温装置	4
	乾燥器	2
	純水製造装置	1
	検査器具洗浄器	4
	気圧計	1

		数取り器	適当数
		写真用器具一式	1
		ストップウォッチ	適当数
		攪拌装置（マグネチックスターラ）	4
		採血セッ一式	適当数
		舌圧子一式	適当数
		口腔・鼻腔吸引用器具とチューブ一式	適当数
		検体採取用ブラシー式	適当数
		イオンメーター（pH計を含む）	4
		微量分注装置（マイクロピペット）	適当数
		天びん（電子天びんも含む）	6
		プロジェクター（スライド、OHP、ビデオ方式を含む）	2
専門基礎分野	医療工学及び情報科学	電気回路実験装置	1
		増幅素子実験装置	1
		医用増幅装置（ポリグラフも可）	1
		電気回路試験器（テスト）	4
		パーソナルコンピュータ	2人に1台以上
専門分野	血液学的検査/病理学的検査	双眼顕微鏡	2人に1台以上
		複双眼顕微鏡（教育用顕微鏡）	1
		顕微投影機（顕微テレビも可）	1
		蛍光顕微鏡	1
		実体顕微鏡	2
		顕微鏡用位相差装置	2
		偏光装置	2
		測微装置	2
		写真撮影装置	1
		滑走式マイクロトーム	4
		*凍結切片用マイクロトーム	1

	(クリオスタットを含む)	
	*連続切片用ミクロトーム	1
	パラフィン溶融器	1
	切片伸展器	2
	*電気脱灰装置	1
	*自動包埋装置	1
	*電子顕微鏡標本作製装置	1
	*血液像自動分類装置	1
	自動血球計数装置	1
	血球計算器具	適当数
尿・糞便等一般検査 /生化学的検査・免疫学的検査/遺伝子関連・染色体検査	たん白屈折計	4
	尿比重計	適当数
	*液体クロマトグラフ装置 (高速液体クロマトグラフを含む)	1
	分光光度計	6
	酵素反応速度装置	1
	電気泳動装置	4
	自記濃度計 (デンシトメータ)	1
	紫斑計	1
	赤沈測定装置	1
	ヘマトクリット用遠心機	2
	*血液ガス分析装置	1
	*ガスクロマトグラフ	1
	*特殊分光光度計 (蛍光、赤外等)	1
	*自動生化学分析装置	1
	*血液凝固機能検査装置	1
	*電解質測定装置 (炎光光度計を含む)	1
	*血小板凝集測定装置	1
	遺伝子増幅用恒温槽	1

	核酸検出装置	1
	* 浸透圧計	1
輸血・移植検査/微生物学的検査	高圧蒸気滅菌器	2
	乾熱滅菌器	1
	煮沸消毒器	2
	ふ卵器	2
	集落計算盤	2
	嫌気性培養器	2
	細菌濾過装置	1
	低温恒温器	1
	血液型判定用加温観察箱	4
	水平振とう器	4
	マイクロタイター一式	適当数
	* 薬剤感受性測定装置	1
	* 自動菌種同定装置	1
	マイクロプレート用リーダー	1
	マイクロプレート用ウォッシャー	1
	* 自動血球洗浄器	1
	* フローサイトメーター	1
生理学的検査	心電計	4
	心電・心音・脈波計	1
	脳波計	1
	超音波検査装置	2
	呼吸機能検査装置	2
	* 筋電計	1
	* 聴力検査装置	1
	* 眼底写真撮影装置	1
	* 誘発電位検査装置	1
	* 熱画像検査装置	1

		＊磁気共鳴画像検査装置	1
		＊眼振電図計測装置	1
		＊重心動揺計測装置	1
		＊経皮的血液ガス分圧測定装置	1
		電気味覚計	1
		血圧計	1
		聴診器	2
標本及び模型	病理組織学的標本及び模型	適当数	
	寄生虫・原虫・衛生動物の標本の模型	適当数	
	人体模型	1	
	人体骨格模型	1	
	人体内臓模型一式（鼻・口腔・咽頭部、下部消化管を含む）	1	
	採血静注模型（電動式シミュレータ）	適当数	

備考 *を付けたものについては、養成所あるいは実習施設のいずれかにおいて使用できるものであること。

別表 3

臨地実習前の技能修得到達度評価における評価内容（例）

大項目	小項目	評価内容
生理学的検査	標準 12 誘導心電図検査	自己紹介と患者確認ができ、患者との信頼関係を築くことができる
		心電図波形の成り立ちを説明できる
		標準 12 誘導心電図の電極の取り扱いができる
		標準 12 誘導心電図の電極の装着部位を説明できる
		標準 12 誘導心電図の誘導法を説明できる
		標準 12 誘導心電図検査を実施できる
		心電図波形の計測ができる
		心電図波形とアーチファクトの判別ができる
		正常心電図の判読ができる
		異常心電図の判読ができる
	肺機能検査（スパイロメトリー）	自己紹介と患者確認ができ、患者との信頼関係を築くことができる
		測定に必要な生体項目（性別、年齢、身長など）を説明できる

		フィルター・マウスピース・ノーズクリップの装着が正しくできる
		VC (Vital Capacity, 肺活量) の測定手技と声かけが正しく最大限の努力を強いている
		FVC (Forced Vital Capacity, 努力性肺活量) の測定手技と声かけが正しく最大限の努力を強いている
		FVC 測定時に最大吸気流量を確認している
		数値結果を正しく評価できる
		フローボリューム曲線を正しく評価できる
形態に関する検査	末梢血塗抹標本作製	塗抹標本を作製できる
	末梢血塗抹標本の観察（白血球分画）	普通染色（ライト染色等）ができる
		普通染色した標本を用いて白血球を分類（白血球 6 分類）できる
血液型判定	ABO 血液型検査	オモテ検査に適した試料を調整できる
		試験管法、スライド（ガラス）法によるオモテ検査を正しく実施できる
		試験管法による標準血球液を用いてウラ検査を正しく実施できる
		オモテ検査、ウラ検査の結果を正しく判定できる
	RhD 血液型検査	RhD 血液型検査に適した試料を調整できる
		試験管法、スライド（ガラス）法を正しく実施できる
		必要に応じて D 陰性確認試験を実施できる
		D 陰性確認試験の結果を正しく判定できる
尿沈渣検査	JCCLS の指針に基づく標準的手法による	尿検体を攪拌し、尿カップから沈渣用遠沈管へ分注することができる
	尿沈渣標本の作製	分注量を理解している
		沈渣成分を分離できる
		適量の沈渣を残して遠心上清を吸引できる
		スライドガラスに必要情報を記入することができる
		スライドガラスに適量の沈渣を載せることができる
		空気が入らないようにカバーガラスをかけることができる
		染色液を選択することができる
		1 枚のスライドガラスに無染と染色の両標本を作製することができる
		10 分程度で標本を作製することができる
	鏡検法-顕微鏡操作	弱拡大と強拡大それぞれの対物レンズを選択できる
		コンデンサ絞りを調整することができる
		標本をステージ上で移動することができる
	鏡検法-鑑別とカウント	代表的な尿沈渣成分を鑑別することができる
		カウント結果を表することができる

		結果から主な病態を推定できる
--	--	----------------

別表 4

臨地実習において学生に実施させることが望ましい行為

分類	臨地実習において実施させることが望ましい行為
検体検査	血栓・止血検査 HE 染色や特殊染色検査 病理標本観察 細胞診標本作成と鏡検 尿沈渣検査 血液ガス分析検査 交差適合試験 不規則抗体検査 同定・薬剤感受性試験
その他	採血室業務（採血行為を除く）

備考

- 1 臨床検査技師を目指す学生が臨地実習中に実施すべき基本的行為は、患者の安全を確保するためにも、学生の実施した検査等の情報をそのまま臨床へ提供することはせず、必ず指導に当たる者が確認、または再度実施した上で臨床に提供すること。
- 2 臨床検査技師の資格を有さない学生が、臨床の現場で診療の補助に関わる行為を行うことから、個々の患者から同意を得た上で実施すること。